

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告 示

- 不健全凶書類の指定……………
- ………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)……………一
- 都市計画事業の認可(四件)……………
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 公共測量の実施(六件)……………
- ………(都市整備局都市基盤部調整課)……………二
- 建築基準法による一団地の区域(四件)……………
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………三
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………
- ………(住宅政策本部住宅企画部民間住宅課)……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四
- 種畜証明書の交付……………
- ………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………五
- 都道の区域変更……………
- ………(建設局道路管理部路政課)……………七
- 告 示(警)
- 平成十四年警視庁告示第七十八号(東京都道路交通規則に基づく警視総監の指定に関する告示)の一部改正……………
- ………九
- 開発行為に関する工事完了……………
- ………九

## 告 示

### 雑 報

- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………九
- 東京都清瀬喜望園の施設整備及び運営事業者の公募……………
- ………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………九
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………
- ………(東京都収用委員会)……………二〇
- 東京都職員共済組合互選議員選挙……………
- ………(東京都職員共済組合)……………二

### ●東京都告示第千二百八十三号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和二年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

### 凶書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三二〇	雑誌	G U S H C O M I C S	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四三二一	雑誌	DA I T O C O M I C S B L シリーズ	同右
	雑誌	義弟の渴望 兄の俺を玩具でイかせて	
	雑誌	五五九五八一三七	
	雑誌	株式会社秋水社	

### ●東京都告示第千二百八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 足立区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業足立第二・二種類及び名称  
・百五十四号平野三丁目公園
- 三 事業施行期間 令和二年十月十六日から令和四年三月三十一日まで
- 四 事業地 足立区平野三丁目地内

取用の部分  
なし

### ●東京都告示第千二百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東村山都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 清瀬市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画緑地事業第十一号清瀬中里せせらぎ緑地
- 三 事業施行期間 令和二年十月十六日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分

清瀬市中里二丁目地内  
 使用の部分  
 なし

●東京都告示第千二百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
 令和二年十月十六日

一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子  
 杉並区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業杉並第二・二五号上ノ台公園

三 事業施行期間 令和二年十月十六日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分 杉並区下井草二丁目地内  
 使用の部分 なし

●東京都告示第千二百八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
 令和二年十月十六日

一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子  
 杉並区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業杉並第二・二五十二号松庵二丁目公園

三 事業施行期間 令和二年十月十六日から令和五年三月三十一日まで  
 四 事業地 杉並区松庵二丁目地内  
 取用の部分  
 使用の部分 なし

●東京都告示第千二百八十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区长から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
 令和二年十月十六日

一 測量施行者 東京都知事 小 池 百合子  
 大田区

二 測量の種類 公共測量(MMS計測)

三 測量の区域 大田区北千束一丁目、北千束二丁目、北千束三丁目、南千束一丁目、南千束二丁目、南千束三丁目、石川町一丁目、石川町二丁目、雪谷大塚町、田園調布一丁目、田園調布二丁目、田園調布三丁目、田園調布四丁目及び田園調布五丁目各地内

四 測量の期間 令和二年五月十八日から令和三年二月十二日まで

●東京都告示第千二百八十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江東区长から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 江東区  
 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)  
 三 測量の区域 江東区潮見一丁目地内  
 四 測量の期間 令和二年七月十七日から令和三年二月二十五日まで

●東京都告示第千二百九十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、昭島市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
 令和二年十月十六日

一 測量施行者 東京都知事 小 池 百合子  
 昭島市

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 昭島市つじが丘三丁目地内  
 四 測量の期間 令和二年十月二十六日から同年十一月二十六日まで

●東京都告示第千二百九十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区长から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
 令和二年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量(用地測量)
- 三 測量の区域 板橋区東坂下二丁目地内
- 四 測量の期間 令和二年五月十三日から同年九月十一日まで

●東京都告示第千二百九十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量)
- 三 測量の区域 千代田区神田猿楽町一丁目地内
- 四 測量の期間 令和二年七月六日から令和五年五月三十一日まで

●東京都告示第千二百九十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

- 三 測量の区域 北区堀船一丁目地内
- 四 測量の期間 令和二年七月二十二日から令和三年三月十五日まで

●東京都告示第千二百九十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の第二項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和二年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区赤坂五丁目百六番、百十二番二の二、百十三番一、二百三番一、二百四番、二百五番、二百七番、二百八番、二百十二番二、三百一、三百二番一、三百三番一、三百四番一、三百五番一、三百六番一、三百七番、三百八番一、三百九番一、三百十番一、三百十一番一、同番六から同番九まで、三百十六番一から同番三まで、三百十七番一から同番三まで、三百二十番一から同番三まで、三百二十一番並びに三百二十二番一及び同番四の各一部、三百二十二番五並びに同番六及び同番七の各一部、三百二十三番から三百二十五番まで、三百二十八番の六、三百三十番二、三百四十七番一、三百四十八番から三百五十四番まで、三百五十六番一から同番十七まで、三百五十七番から三百六十二番まで、三百六十三番一、同番二、三百六十四番から三百七十一番まで、三百七十一番

- 一、同番二、三百七十二番から三百七十八番まで、三百七十九番一、三百八十番一、三百八十一番一、三百八十二番一、三百八十三番一、三百八十四番から三百八十六番まで、三百八十七番一から同番十まで、同番十四、同番十五、同番十八から同番二十まで、同番二十二、同番二十四、同番二十五、三百八十八番から三百九十六番まで、四百一、四百二番一並びに同番二

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千二百九十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の第二項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和二年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

渋谷区広尾四丁目一番十、同番四十二、同番四十四、同番四十六、同番四十七、同番五十、同番五十一及び同番五十四から同番五十六まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千二百九十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和二年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

新宿区市谷本村町四十二番一の一部、令和二年九月十同番十六、市谷佐内町十二番二から 八日  
同番四まで及び十三番から二十番まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千二百九十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和二年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

墨田区堤通一丁目三十七番三十七及 令和二年九月三  
び三十九番十二 十日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千二百九十八号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 支援法人の名称

株式会社ヒューライフコーポレーション

二 支援法人の住所

文京区本郷二丁目四番七号三階

三 支援業務を行う事務所  
の所在地

羽村市小作台二丁目十六番三十三号

四 指定年月日

令和二年九月八日

●東京都告示第千二百九十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月十六日

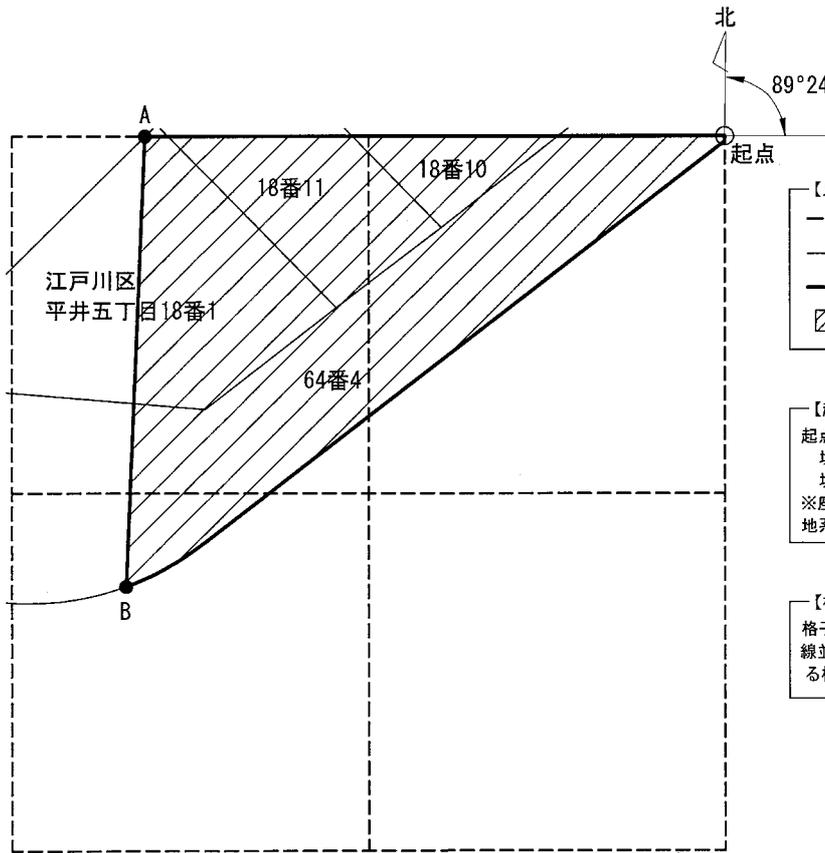
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区平井

五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点：X座標：-32491.1535、Y座標：777.26301 とする。  
 境界点A：X座標：-32491.3198、Y座標：761.0052とする。  
 境界点B：X座標：-32503.9433、Y座標：760.6070とする。  
 ※座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（89度24分50秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条  
 第一項本文の規定に基づき種畜証明書を次のとおり交付した旨農林水産大臣から通報があったので、同法第八条第二項の規定により告示する。

令和二年十月十六日

東京都知事 小池百合子

証明書番号	等級	種類	品種	名号	生年月日	検査年月日	飼養者住所・氏名
三二六三〇二〇〇〇一	二級	豚	合成豚	トウキョウX オウメ 八〇九三二一	平成二十五年八月二日	令和二年七月二十八日	青梅市新町六丁目七番地の一 公益財団法人東京都農林水産 振興財団
三二六三〇二〇〇〇三	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一六〇九五二七	平成二十六年二月九日	同日	同右
三二六三〇二〇〇〇五	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 九〇九四七五	平成二十六年一月二十一日	同日	同右
三二六三〇二〇〇〇九	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 八〇九七一	平成二十六年六月十二日	同日	同右
三二七三〇二〇〇〇一	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 三〇九五四七	平成二十六年二月二十一日	同日	同右
三二七三〇二〇〇〇二	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一〇九七一六	平成二十六年六月十四日	同日	同右
三二八三〇二〇〇〇一	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一二一〇五八〇	平成二十七年十二月九日	同日	同右
三二八三〇二〇〇〇二	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 五一〇七五八	平成二十八年三月二日	同日	同右
三二八三〇二〇〇〇三	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一〇一〇七九四	平成二十八年三月六日	同日	同右
三二九三〇二〇〇〇一	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 四一六七四	平成二十九年五月九日	同日	同右
三三〇三〇二〇〇〇一	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一〇〇九八一五	平成二十六年八月四日	同日	同右
三三〇三〇二〇〇〇二	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 七一二三二八	平成三十年二月二十四日	同日	同右
三三〇三〇二〇〇〇三	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 四一二六〇七	平成三十年七月十五日	同日	同右
三三〇三〇二〇〇〇四	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 九一三三二七三	令和元年六月十九日	同日	同右
三三〇三〇二〇〇〇五	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 五一三三〇八	令和元年七月八日	同日	同右

### 別図 都道八王子武蔵村山線 都道淵上日野線 八王子市小宮町地内 区域変更略図

●東京都告示第千三百一十一号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、令和二年十月十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

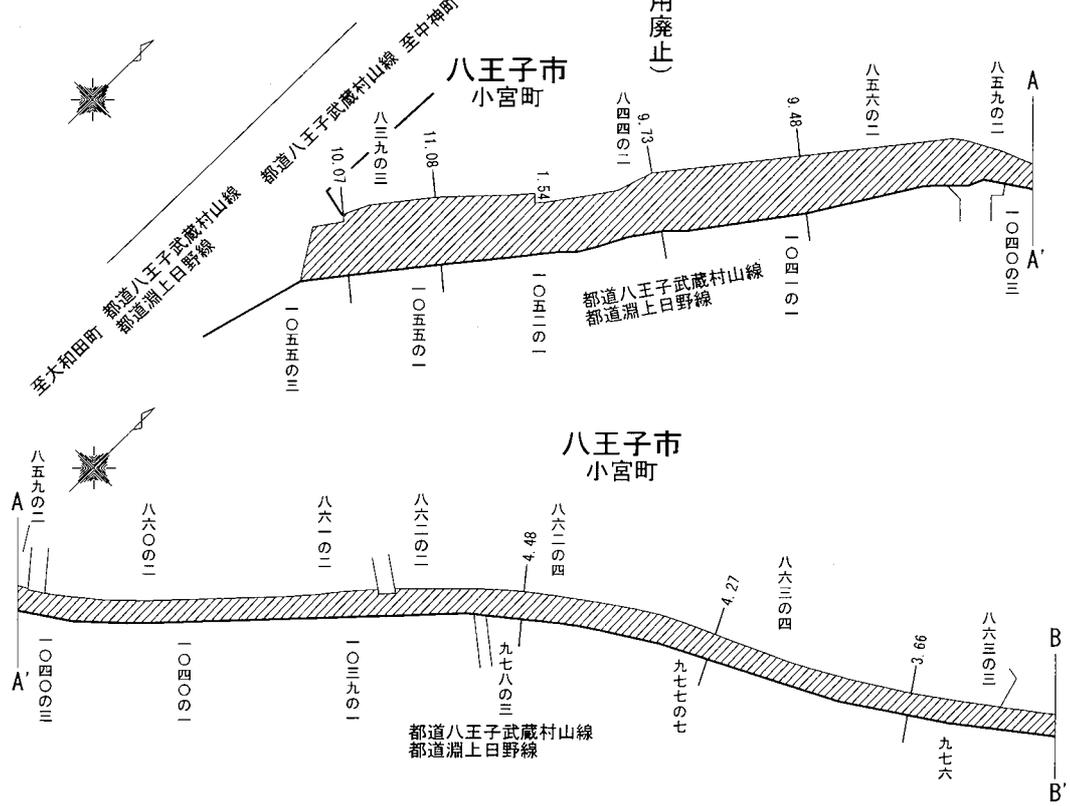
令和二年十月十六日  
東京都知事 小池 百合子  
路線名 八王子武蔵村山  
変更の区間 八王子市小宮町千五十五番三地先から同所百七十二番一地先まで  
変更の概要 別図表示(1)のとおり

路線名 淵上日野  
変更の区間 八王子市小宮町千五十五番三地先から同所百六十一番五地先まで  
変更の概要 別図表示(2)のとおり

- 都道
- 市道
- 廃止区域
- (1)都道八王子武蔵村山線  
延長 四二七・二六メートル  
面積 二、四七三・一六平方メートル
- (2)都道淵上日野線(都道八王子武蔵村山線との重用廃止)  
延長 四〇八・九〇メートル  
面積 二、三三七・四八平方メートル
- 重用廃止区域



(1) 都道八王子武蔵村山線





告 示 (警)

●警視庁告示第198号

平成14年5月28日警視庁告示第78号 (東京都道路交通規則に基づき警視総監の指定に関する告示) の一部を次のように改正する。

令和2年10月16日

警視総監 齊 藤 実

1の項中「原則として次の表の右欄に掲げる申請者の住所地ごとに左欄」を「次の表」に改め、同項の表を次のように改める。

運転免許試験会場長及び警察署長	
鮫洲運転免許試験会場長 (神田運転免許更新センター)	
府中運転免許試験会場長 (新宿運転免許更新センター)	
田園調布警察署長	
世田谷警察署長	
成城警察署長	
板橋警察署長	
石神井警察署長	
下谷警察署長	
竹の塚警察署長	
本所警察署長	
立川警察署長	
青梅警察署長	
高尾警察署長	

町田警察署長	
鮫洲運転免許試験会場長 (神田運転免許更新センター)	
府中運転免許試験会場長 (新宿運転免許更新センター)	
世田谷警察署長	
板橋警察署長	
立川警察署長	

2の項中「及び第6項」及び「警視庁府中運転免許試験会場長(新宿運転免許更新センター)において受理する申請に限る。)及び」を削る。

3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3 規則第19条第6項の規定により警視総監が指定する運転免許試験会場長は、警視庁府中運転免許試験会場長(新宿運転免許更新センター)において受理する申請に限る。)及び警視庁鮫洲運転免許試験会場長(神田運転免許更新センター)において受理する申請に限る。)とする。

附 則

この告示は、令和3年1月12日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和二年十月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

府中市四谷二丁目五番十七、  
同番十七地先、六番十の一部、  
七番一から同番六まで及び同  
番九から同番十四まで  
府中市宮町一丁目十九番地  
の十  
株式会社大内商事  
代表取締役 大内 勝美

西東京市泉町二丁目千七百三  
十番二、同番三十一、同番三  
十七、同番三十八、同番三十  
九の一部及び同番四十  
小平市鈴木町一丁目四百七  
十五番地一  
武蔵開発株式会社  
代表取締役 深松 優

東久留米市幸町四丁目十六番  
十二、同番十二地先及び同番  
十二  
西東京市北原町三丁目二番  
二十二号  
株式会社アーネストワン  
代表取締役 松林 重行

東京都清瀬喜望園の施設整備及び運営事業者  
の公募について

東京都清瀬喜望園を設置運営する事業者を選定するため、  
次のとおり事業者の公募を行う。  
令和二年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 公募の趣旨

現在、指定管理者により管理・運営を行っている東京  
都清瀬喜望園について、弾力的かつ効率的な施設運営を  
実現し、利用者サービスの向上を図ることを目的に、民  
間移譲することとし、運営事業者の公募を行う。

なお、移譲に当たっては、当該運営法人が都所有地の貸  
付けを受けて、新たに建物を整備することとする。

二 運営施設

(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する  
ための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条の

施設入所支援及び生活介護の事業を運営する施設とする。

(二) 定員 六十人

三 新たに整備する都有地の概要

(一) 地番 東京都清瀬市竹丘三丁目六百九十一番二外二筆

(二) 貸付敷地面積（予定） 一万二千二百四十八・六六平方メートル

四 応募者の資格

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に基づき設立された社会福祉法人で、同法に基づく第一種社会福祉事業の運営実績があり、施設入所支援及び生活介護の事業運営に意欲を有し、施設整備及び事業の安定的運営を図る能力、資力等を有する者であること。ただし、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号）別表に掲げる排除措置の対象者のうち一号から六号までに該当する者は応募資格を有しないものとする。

五 申込方法

東京都清瀬喜望園 施設整備・運営事業者公募要項により、応募申込書類及び計画書類を提出すること。なお、同要項は、八の受付場所配布する。

六 公募要項の配布期間

令和二年十月十六日（金曜日）から同月二十三日（金曜日）までの午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）で定める休日を除く。

七 受付期間

応募申込書類の受付は、令和二年十月十九日（月曜日）から同月二十三日（金曜日）までの午前九時三十分から午後五時までとする。

また、計画書類の受付は、令和二年十一月二十七日（金曜日）から同年十二月七日（月曜日）までの午前九時三十分から午後五時までとする。

八 受付場所

東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課（東京都庁第一本庁舎三十一階中央）  
電話 〇三（五三二〇）四一五七

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和2年10月16日

東京都収用委員会

会長 加々美 光子

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第26号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和2年10月2日

別記のとおり

別記						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
裁決手続の開始を決定した土地						氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積						
東京都世田谷区三宿二丁目	191番2	宅地	m <sup>2</sup> 101.24	m <sup>2</sup> 101.24	m <sup>2</sup> 101.24	ユカコ・ハルス・イノウエ (持分 116013分の2964)  (Yukako Hulse-Inoue 井上裕佳子)  井上巧一 (持分 116013分の2964)	アメリカ合衆国カリフォルニア州クパチーノ市パイアリー小路10180  (10180 Byerly Ct, Cupertino, California 95014)  東京都世田谷区三宿二丁目13番21-203号	株式会社オーパス	東京都港区西新橋二丁目13番10号	ユカコ・ハルス・イノウエ及び井上巧一の持分のうちそれぞれ116013分の2223に対し根抵当権 平成13年7月27日 受付第46786号	

雑報

東京都職員共済組合会互選議員選挙について

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第九条第二項並びに東京都職員共済組法定款（昭和三十七年十二月一日公告）第九条及び第十条の規定に基づき、東京都職員共済組合会互選議員選挙を次のとおり執行する。

令和二年十月十六日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

一 選挙の日時 令和二年十一月十三日 午前九時から午後三時まで

二 開票の日時 令和二年十一月十三日 午後五時から

三 投票場所 東京都職員共済組合会互選議員選挙執行要領において定める場所

四 立候補届出期間 令和二年十月十九日から同月二十三日まで

五 選挙区・選挙長・立候補受付場所等

選挙区	選挙すべき議員の数	選挙長	立候補受付場所
第一区	三	東京都総務局総務部長 小平 基晴	選挙管理室（東京都職員共済組合事務局管理課）
第二区	四		
第三区	三		

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

